

高知大学医学部附属光線医療センター規則

平成 29 年 3 月 14 日
規 則 第 85 号

最終改正 令和 7 年 3 月 11 日規則第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部附属光線医療センター（以下「光線医療センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(光線医療センターの目的)

第 1 条の 2 光線医療センターは、特殊光源を用いた診断・治療に関する教育・研究・診療の推進、新規技術や研究開発事業の発信等を通じて、医学の発展に資することを目的とする。

(業務)

第 2 条 光線医療センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特殊光源を用いた診断・治療に係る教育及び研究に関すること。
- (2) 医学部附属病院における特殊光源を用いた診断・治療に係る診療に関すること。
- (3) その他特殊光源を用いた診断・治療に関すること。

(職員)

第 2 条の 2 光線医療センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 光線医療センター長
- (2) 光線医療センター副センター長
- (3) その他必要な職員

2 光線医療センターに、兼務教員を置くことができる。

3 前項の兼務教員は、光線医療センター長が推薦し、医学部長が委嘱する。

4 前項の兼務教員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、兼務教員に欠員を生じた場合の補充教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(光線医療センター長)

第 2 条の 3 光線医療センター長は、光線医療センターの業務を掌理する。

2 光線医療センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、光線医療センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 光線医療センター長は、医学部（医学部附属病院を含む。）の基幹教員として配置された教授、准教授又は講師のうちから、医学部附属病院長の意見を聴いて医学部長が推薦し、学長が任命する。

（光線医療センター副センター長）

第2条の4 光線医療センター副センター長は、光線医療センター長を補佐し、光線医療センター長に支障があるときは、その職務を代行する。

- 2 光線医療センター副センター長は、医学部（医学部附属病院を含む。）の基幹教員として配置された教授、准教授又は講師のうちから、医学部附属病院長の意見を聴いて医学部長が指名する。

- 3 光線医療センター副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、光線医療センター副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第2条の5 光線医療センターに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、医学部長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第3条 光線医療センターの運営に関し必要な事項を審議するため、光線医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、光線医療センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第97号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月11日規則第80号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から在職する光線医療センター長は、この規則による改正後の高知

大学医学部附属光線医療センター規則により任命されたものとみなす。

- 3 この規則の施行前から在職する光線医療センター副センター長は、この規則による改正後の高知大学医学部附属光線医療センター規則により指名されたものとみなす。